

新型コロナウイルス感染症対策に係る基本的対処方針の廃止
に伴う東京都市町村職員共済組合の対応について

日頃より、当共済組合の業務運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和 5 年 5 月 8 日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることにつきまして、当組合の対応を下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 令和 5 年 5 月 8 日以降の当組合の取扱いについて

職員のマスク着用、手洗い等の手指衛生等の基本的感染対策及びその他の対策（検温、消毒液、パーテーションの設置等）につきましては、季節性インフルエンザ（感染症法上の 5 類感染症相当）と同様の取扱いといたします。

また、本通知の発出後、新型コロナウイルス感染症に関する資料の改定及び新たな知見の公表があった場合は、これに留意し、その趣旨を適時適切に反映させて対応することといたします。

問合せ先

▽共済組合事務局の対応に関すること

総務課庶務担当 電話 042-528-2181